

公益社団法人沖縄県地域振興協会嘱託職員の管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の嘱託職員の雇用、給与その他の勤務条件に関し必要な事項を定め、人事管理の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において嘱託職員とは、常勤職員の定数外において臨時的に雇用され、一般職に属する職員で、次の場合に委嘱する者をいう。

- (1) 専門的知識、技能等を要する業務に従事させる場合
- (2) その他会長が特に必要と認める場合

(雇用期間)

第3条 嘱託職員の雇用期間は、原則として1年とし、雇用期間満了時の業務量、勤務成績、協会の経営状況等により1年毎に更新することができるものとする。ただし、その更新回数は2回（再雇用職員にあっては4回）を限度とするが、2回を超える更新（再雇用職員を除く）にあっては、専務理事が特に必要があると認めた場合に限り、4回を限度とすることができるものとする。

2 雇用する期間の更新の有無については、雇用期間満了日の30日前までに通知するものとする。

(雇用手続)

第4条 嘱託職員を雇用する場合は、雇用する日の前日までに次の書類を添付して専務理事の承認を受けなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 身分証明書（市町村発行）
- (4) 身元保証書（第1号様式）
- (5) その他

(雇用の通知)

第5条 嘱託職員の雇用は、別紙様式（第2号様式）に定める雇用通知書を交付して行うものとする。また、嘱託職員（再雇用職員を除く）が更新した場合は、別紙様式（第2-1号様式）に定める雇用（更新）通知書を交付して行うものとする。

(解雇)

第6条 会長は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、雇用通知書で定めた雇用期間内であっても、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- (3) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 第11条各項のいずれかに違反したと認められる場合

(解雇予告)

第7条 1箇月を超えて引き続き雇用された嘱託職員を雇用期間満了日以前に解雇しようとするとき及び雇用期間満了に伴う雇用終了の場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項の規定に基づき、解雇予告を行わなければならない。

(給与)

第8条 嘱託職員には、給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給するものとする。

- 2 給料月額、業務の内容等を勘案して算定し、その額は別表1に定めるとおりとする。また、嘱託職員（再雇用職員を除く）は、1年間の勤務成績に応じて昇給させることができるものとし、昇給後の給料月額は、現に受ける沖縄県行政職給料表の号給の額に、別表1勤務成績欄の区分に応じ、加算号給数の欄の号給数を加算した号給の額とする。
- 3 通勤手当、時間外勤務手当の支給額は、常勤職員の例による。また、期末手当及び勤勉手当の支給額は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法は、常勤職員の例によるものとする。

(退職手当)

第9条 退職手当は支給しない。

(旅費)

第10条 嘱託職員が業務のため出張した場合は、常勤職員の例により旅費を支給する。

(服務)

第11条 嘱託職員は、その職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 嘱託職員は、その職務の遂行にあたっては、この要綱に定めるもののほか、協会の関係する規程を遵守するとともに、上司の職務上の指示に従わなければならない。

- 3 嘱託職員は、常勤職員に準じて起案手続等を行うことができるものとする。
- 4 嘱託職員は、その職の信用を傷つける行為をしてはならない。
- 5 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日数)

第 12 条 嘱託職員の 1 月の勤務日数は、常勤職員の勤務日数以内とし、再雇用職員にあっては、沖縄県の再任用職員の勤務形態に準ずるものとする。

(年次有給休暇)

第 13 条 嘱託職員の年次有給休暇の日数は、別表 2 のとおりとする。

- 2 付与された年次有給休暇の日数のうち、その年に受けなかった日数がある場合は、その日数を翌年に限り繰り越すことができるものとする。
- 3 有給休暇の承認については、常勤職員の例による。

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第 14 条 嘱託職員の年次有給休暇以外の有給休暇については、別表 2 に定めるとおりとし、その承認については、常勤職員の例による。

(無給休暇)

第 15 条 嘱託職員の無給休暇については、別表 3 に定めるとおりとし、その承認については、常勤職員の例による。

(災害補償)

第 16 条 嘱託職員が業務上死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合においては、法の定めるところにより補償を行うものとする。

- 2 前項の規定により災害補償を受けるべき職員が同一の事由について、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の保険給付を受けるときは、前項の規定による補償を行わないものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、嘱託職員の雇用等に関して、必要な事項は専務理事が別に定める。

(無期雇用への転換)

第 18 条 第 3 条に基づく雇用期間の定めのある嘱託職員のうち、無期雇用への転換を希望する者は、所定の要件を満たすことで、現に締結している雇用期間の末日の翌

日から、期間の定めのない無期雇用に転換することができる。

- 2 前項の所定の要件は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 通算雇用期間が4年以上（年度末までに当該期間4年を見込む者を含む。）
 - (2) 直近の人事評価の結果がAである者
 - (3) 上司2名以上の推薦
 - (4) 面接選考試験の成績が優秀な者
- 3 前項の規定に関わらず、第3条に基づく雇用期間の定めのある嘱託職員のうち、通算契約期間が5年（労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある場合については、それ以前の契約期間を除く）を超え、無期雇用への転換を希望する者は、現に締結している雇用期間の末日の翌日から、期間の定めのない無期雇用に転換することができる。
- 4 無期雇用となった職員の雇用、給与その他の勤務条件に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月21日から施行する。
(勤勉手当額の算定における加算率の特例)

2 令和6年12月に支給する勤勉手当額の算定における加算率については、第8条第3項の規定にかかわらず、第1号から第4号に基づき算定された率とする。

(1) 勤務成績については、令和6年度に限り、当該年度中に実施された人事評価結果を基に算定された勤務成績を用いるものとする。

(2) 令和6年4月1日に採用された嘱託職員にあっては、加算率を「A：100分の139.1、B：100分の136.5、C：100分の133.9、D：100分の130」とする。

(3) 令和6年1月1日に採用された嘱託職員にあっては、加算率を「A：100分の203.3、B：100分の199.5、C：100分の195.7、D：100分の190」とする。

(4) 令和5年12月2日以前に採用された嘱託職員にあっては、加算率を「A：100分の214、B：100分の210、C：100分の206、D：100分の200」とする。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。ただし、第13条の規定は令和7年4月1日より施行する。

別表 1

区分	号	給料月額
給料表 (月額)	1	沖縄県行政職給料表 1 級 1 号給の額
	2	沖縄県行政職給料表 1 級 5 号給の額
	3	沖縄県行政職給料表 1 級 15 号給の額
	4	沖縄県行政職給料表 1 級 25 号給の額
	5	沖縄県行政職給料表 2 級 1 号給の額
	6	協会嘱託職員の勤務経験を有する者は、退職時に受けていた沖縄県行政職給料表の級号給に 4 号給を加算した級号給の額。
	7	再雇用職員は、沖縄県の再任用職員の給料に準ずる。
区分	支給月	支給額
期末手当	6 月	給料月額×130/100
	1 2 月	給料月額×130/100
勤勉手当	6 月	給料月額×期間率(下記勤務期間の区分による)× 加算率(下記勤務成績欄の区分による)
	1 2 月	給料月額×期間率(下記勤務期間欄の区分による) ×加算率(下記勤務成績欄の区分による)
区分	勤務期間	割合
期間率	6 箇月	100分の100
	5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
	5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
	4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
	4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
	3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
	3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50

	2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
	2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
	1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
	1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
	15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
	15 日未満	100 分の 5
	0	0
区分	勤務成績	加算号給数、勤勉手当加算率
昇給表・加算率	A	4 号給、109/100
	B	3 号給、107/100
	C	2 号給、105/100
	D	1 号給、100/100

備考 1 : 沖縄県行政職給料表において、給与改定が行われたことにより当該給料表の額が改正された場合は、改正があった年度の 4 月 1 日に遡って適用し、改定後の額とする。

備考 2 : 6 月 1 日または 12 月 1 日の各基準日時点において、直近の人事評価が終了していない嘱託職員の勤勉手当加算率については、「C」とする。

別表 2

区分	採用から起算した継続勤務の期間（※1）		付与日数	
年次有給休暇	2月		11日	
	1年2月		12日	
	2年2月		13日	
	3年2月		15日	
	4年2月		17日	
年次有給休暇以外の有給休暇	休暇の事由		期間	
	(1) 伝染予防法による交通しゃ断又は隔離		理由の発生期間	
	(2) 風水震火災その他非常災害による交通しゃ断		理由の発生期間	
	(3) 風水震火災その他天候地変による職員の現住居の滅失又は破壊		15日（連続した日）	
	(4) 交通機関の事故等（交通機関のスト含む）不可抗力の事故		理由の発生期間	
	(5) 業務、事業の全部又は一部の停止（台風の襲来等による事故発生防止の措置含む）		理由の発生期間	
	(6) 検疫法による感染症の恐れのための停留又は感染症予防法による感染の防止のための必要な協力		必要と認める期間	
	(7) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭		必要な日又は時間	
	(8) 選挙権等公民権の行使		必要な日又は時間	
	(9) 忌引き（※2）	配偶者		10日
		血族	父母・子	7日
			兄弟姉妹・祖父母	3日
			孫・叔父叔母	1日
姻族 （但し、 生計を一にする場合は血族に準ずる）		父母・子	3日	
		兄弟姉妹・祖父母	1日	
	叔父叔母	1日		

(10) 旧盆休暇	該当日の内1日
(11) 夏季休暇（5月～11月）	3日
(12) 病気休暇	10日以内で必要と認める日又は時間
(13) 公傷休暇	必要と認める期間
(14) 定期健康診断の受診	1年度において1日以内
(15) 結婚休暇（結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日まで）	5日（連続した日）
(16) 女性の職員が生後1年に達しない生児を育てる場合（育児休暇※3）	1日2回各30分以内
(17) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合（通勤緩和休暇※3）	勤務始め又は終わりに1日を通じて1時間以内
(18) 妊娠中及び出産後1年以内の職員が母子保健法による健康診査及び保健指導を受ける場合（但し、医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間でもその指示された回数。）	各回1日以内で必要と認める時間（妊娠23週まで4週1回、妊娠24週から35週まで2週1回、妊娠36週から出産まで1週1回、産後1年以内1回）
(19) 配偶者の出産時の看護・家事等（出産補助休暇）	産前10日以内又は産後10日以内において、3日
(20) 配偶者の出産のための当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育（育児参加休暇）	その出産予定日の8週間（多胎妊娠14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、5日
(21) 中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため又は当該子の予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合（子の看護休暇）	5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合、10日）以内の日または時間
(22) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹その他法令で定める者で、負傷、疾病又は老齢等により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他法	5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合、10日）以内の日又は時間

	令で定める世話をを行う場合（介護休暇）	
	(23) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日（当該通院等が体外受精その他沖縄県人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内の日又は時間
	(24) 前各号の他、専務理事が必要と認める場合	必要と認める期間

※備考1：年次有給休暇を付与する基準日は、採用から2月経過した日の属する年度の翌年度以降は、雇用期間を更新した月の初日とする。

※備考2：(9)忌引きで葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合には実際に要する往復日数の加算ができる。

※備考3：(16)育児休暇と(17)通勤緩和休暇を併用する場合は1日を通じて1時間30分以内とする。

別表 3

	休暇の事由	期 間
無給休暇	(1) 産前・産後休暇※	その出産予定日の6週間 (多胎妊娠の場合14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内で、予め必要と認める期間。但し、産後の期間は6週間を下回ってはならない。
	(2) 子の出生後8週間以内に休暇を請求した場合 (出生時育児休業※)	出生後8週間を経過する日までの期間内で、2回まで通算28日の範囲内で必要と認められる期間
	(3) 1歳未満の子を養育するため休暇を請求した場合 (育児休業※)	1歳に到達する日までの期間内で必要と認める期間及び回数又は、その他法令の定めにより延長が必要と認められる期間及び回数
	(4) 3歳未満の子を養育するため1日の勤務時間の一部について休暇を請求した場合 (育児短時間勤務※)	勤務始め又は終わりに1日を通じて2時間(所定労働5時間45分)
	(5) 妊娠中及び出産後の職員が母子保健法による健康診査及び保健指導に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合※	必要と認める期間
	(6) 生理休暇	必要と認める期間
	(7) 骨髄移植のため骨髄提供のため	必要と認める期間
	(8) 要介護状態にある対象家族の介護のため休暇を請求した場合 (介護休業※)	対象家族1人につき3回まで通算93日の範囲内で必要と認められる期間
	(9) 要介護状態にある対象家族の介護のため1日の勤務時間の一部について休暇を請求した場合 (介護短時間勤務※)	連続する3年の期間内において2回まで1日を通じて2時間以内で必要と

		認められる時間（単位は30分）
	(10) 前各号の他、専務理事が必要と認める場合	必要と認める期間

※備考：上記の運用にあたり必要なものは別に定める。

第1号様式（第4条関係）

身元保証書

本籍 _____

住所 _____

氏名 _____ (印)

上記の者については、私はその身元保証人となり、職員として品位を汚すような行為をさせないようにし、在職中一身上のことについて、一切の責任を引き受けます。

令和 年 月 日

身元保証人

住所 _____

氏名 _____ (印)

第2号様式（第5条関係）

雇 用 通 知 書

公益社団法人沖縄県地域振興協会嘱託職員に雇用する

雇用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする

給料は公益社団法人沖縄県地域振興協会嘱託職員の管理に関する
要綱給料表 号（ 円）を給する

令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県地域振興協会
会 長

第2-1号様式（第5条関係）

雇 用（更新）通 知 書

公益社団法人沖縄県地域振興協会嘱託職員の雇用期間を

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで更新する

給料は公益社団法人沖縄県地域振興協会嘱託職員の管理に関する
要綱昇給表の 号給を昇給させる（月額 円を給する）

令和 年 月 日

公益社団法人沖縄県地域振興協会
会 長